

施設基準について

一般名処方加算

- ・後発医薬品のある医薬品について、薬剤医薬品の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。一般名処方によって負担軽減がされる場合があるほか、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。
- ・令和6年10月より長期収載品の選定療養の制度が開始されました。
この制度は、後発医薬品(ジェネリック医薬品)がある薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金(先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当の料金)をお支払いいただくこととなります。ただし、医師が医療上の必要性があると判断した場合や、後発医薬品の供給が困難な場合は対象外となります。「特別の料金」は課税対象であるため、消費税がかかります。

夜間早朝等加算

- ・当院は夜間・早朝等加算の算定医療機関であり、下記時間帯に受付された患者さんに対して、初診再診に関わらず厚生労働省の定めた50点を加算します。

土曜 12:00~13:00 保険診療上休日の取扱いになる12月29日、12月30日

電子的診療情報連携体制整備加算

- ・オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を医師等が閲覧または活用できる体制を有しています。
- ・マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- ・電子処方箋の発行や電子カルテ情報共有サービスを活用できるよう準備を進めています。
- ・当院は、オンライン資格確認を行う体制を有し、薬剤情報、特定検診情報その他必要な情報を取得・活用し診療を行います。
- ・当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合の発行含め、希望されない方は、お申し出ください。

機能強化加算

- ・健康診断の結果等の健康管理に係る相談に応じています。
- ・保険・福祉サービスの関する相談に応じています。
- ・時間外、夜間・休日の問い合わせへの対応を行っています。
- ・必要に応じて専門医又は専門医療機関への紹介を行っています。
- ・他の医療機関の受診状況や処方内容を伺い、必要な薬の管理を行います。
- ・医療機能情報提供制度(医療情報ネット)を利用して、かかりつけ医機能を有する医療機関等の地域の医療機関が検索できます。

保険外負担

- ・文書料 自賠責診断書 5500円 自賠責明細書 3300円 死亡診断書 5500円
証明書(通院,受診等) 2200円 生命保険会社診断書 3300円
- ・その他 おむつ代(2025.4現在) M 75円 L 85円 マスク代 10円

*当クリニックは敷地内禁煙実施しています。敷地内での喫煙はご遠慮ください。